

# 民間機関等との共同研究成果に係る知的財産に関するガイドライン

令和3年4月1日  
国立大学法人東北大学  
産学連携機構長

本ガイドラインは、東北大学（以下「本学」という。）との共同研究から生まれる研究成果のうち、発明等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、及び育成者権の対象となる発明、考案、創作、育成、案出その他の技術的成果）、プログラム等（プログラム、データベース及びデジタルコンテンツ）、及びノウハウ、並びにこれらに係る出願及び得られた権利（以下「知的財産」と総称する。）の取扱いに関する本学の基本的な考えを示すものです。

共同研究から生まれる知的財産の処分に当たっては、本ガイドラインに沿って、共同研究のパートナー企業（以下「パートナー企業」という。）と協議させていただきます。

## 1. 権利の帰属について

研究成果に係る知的財産の帰属については、本学とパートナー企業とで、その創作に現実に関与した参画研究者個々の実際的な貢献を確認の上、決定させていただきます。

## 2. 本学単独所有の知的財産について

本学単独所有の知的財産については、本学は、社会実装されるようその活用を積極的に推進します。

本学は、当該知的財産を企業に実施していただくことで、社会実装を図りますが、本学とパートナー企業とが共同研究を通じて得た成果である知的財産は、それが本学単独所有のものであっても、第一義的には、パートナー企業に実施していただくことを期待しております。

そのため、パートナー企業には、当該知的財産の実施について本学と交渉するための優先交渉権を許諾します。この交渉権は、一定期間とし、対価は無償とします。無償期間を超える場合は、出願費用の負担その他対価を頂戴します。

## 3. 本学とパートナー企業が共有する知的財産について

本学とパートナー企業との共有の知的財産については、国立大学法人たる本学とパートナー企業との立場の違いを前提とした公平性を考慮して、後掲の「共有の知的財産についての基本的な考え方」に基づいて協議のうえ、詳細を決定させていただきます。

## 4. 研究成果の活用に係る本学名称等の使用について

パートナー企業が、本学との共同研究の成果を活用した商品の製造・販売や役務の提供を行うにあたり、本学の名称やロゴマークの使用を希望する場合は、本学のルールに則り、可否を判定いたします。可としたときは、契約を結び、対価を頂戴します。

## 【共有の知的財産についての基本的な考え方】

### 1) パートナー企業への持分の譲渡について

共有の知的財産の本学持分をパートナー企業に譲渡する場合は、譲渡対価をお支払いいただきます。

### 2) パートナー企業の独占的または非独占的实施権について

- ① パートナー企業が、共有の知的財産を独占的に実施する権利を持つ場合は、独占権としての対価をいただきます。

なお、パートナー企業が、共有の知的財産を専ら防衛のために保持している（いわゆる「防衛特許」）又は積極的に活用しようとしていないと認められるような状況に陥ったときには、本学との共同研究の成果である共有の知的財産が一企業によって死蔵されないよう、本学が第三者にライセンスができる措置を設けておくことを条件とさせていただきます。

積極的に活用しようとしていないことについては、例えば材料系、化学系や創薬など事業化までかなりの期間を要するものもありますので、事業化に向けたスケジュールの進捗等についてパートナー企業の意見を聴取して判断させていただきます。またパートナー企業が独占的实施権を選ばない場合であっても、関連技術や関連特許の状況又は関連市場環境を踏まえ、パートナー企業以外に実施することが困難であるような場合や、本学によるパートナー企業以外の企業へのライセンス活動が実質的に制限される場合は、パートナー企業の独占状態にあるとの認識で調整させていただきます。

- ② パートナー企業が共有の知的財産について独占権を持たない場合であっても、知的財産を商業的に実施することができない国立大学法人たる本学とパートナー企業との立場の相違に照らし、パートナー企業が共有の知的財産を実施したときは実施料の支払いをお願いします。
- ③ 共有の知的財産として、共同発明等について特許等の出願をする場合は、出願から登録まで及び登録後の維持管理手続に要する費用はパートナー企業にその全額をご負担いただきます。

以上